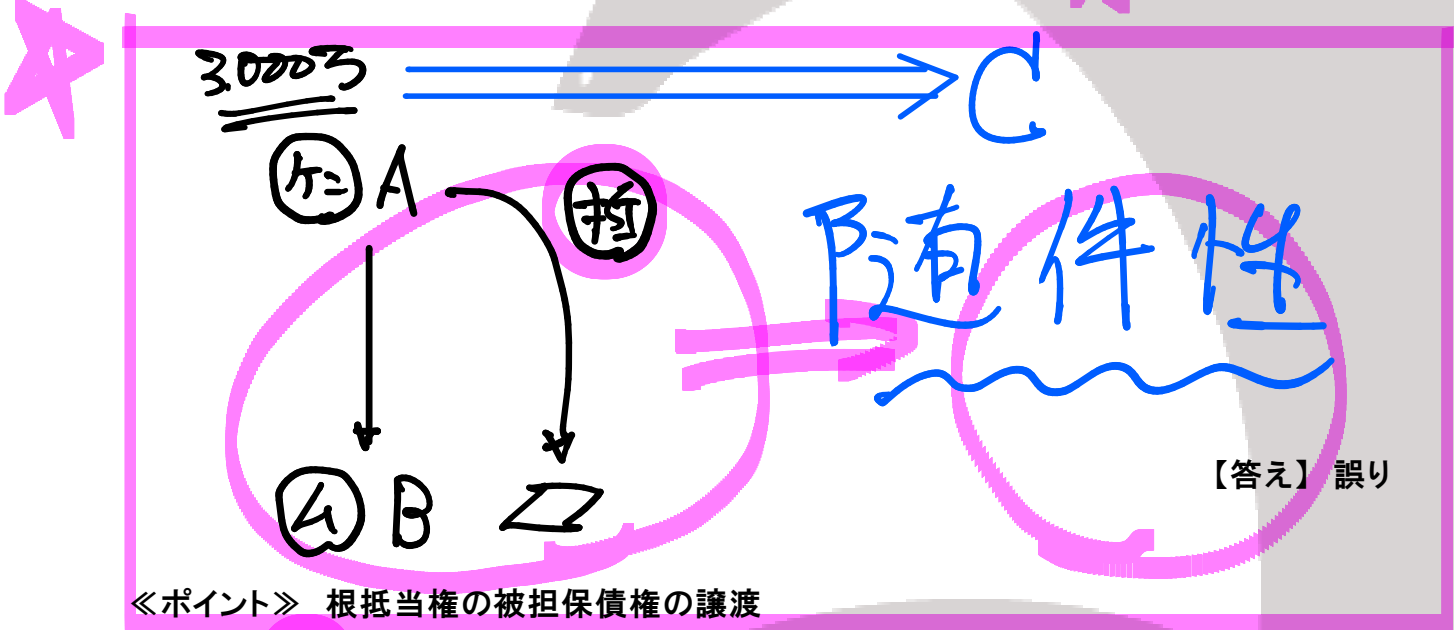


根抵当権の被担保債権の譲渡 H19-08-2 <<#365>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、自己所有の甲不動産につき、B信用金庫に対し、極度額を3,000万円、被担保債権の範囲を「信用金庫取引による債権」とする第1順位の根抵当権を設定し、その旨の登記をした。なお、担保すべき元本の確定期日は定めなかった。元本の確定前に、B信用金庫から、被担保債権の範囲に属する個別債権の譲渡を受けた者は、確定日付のある証書でAに対し債権譲渡通知を行っておけば、その債権について根抵当権を行使できる。



元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行使することができない。(民法 398 条の 7 第 1 項参照)

⇒ 普通抵当権は、随伴性を有する

